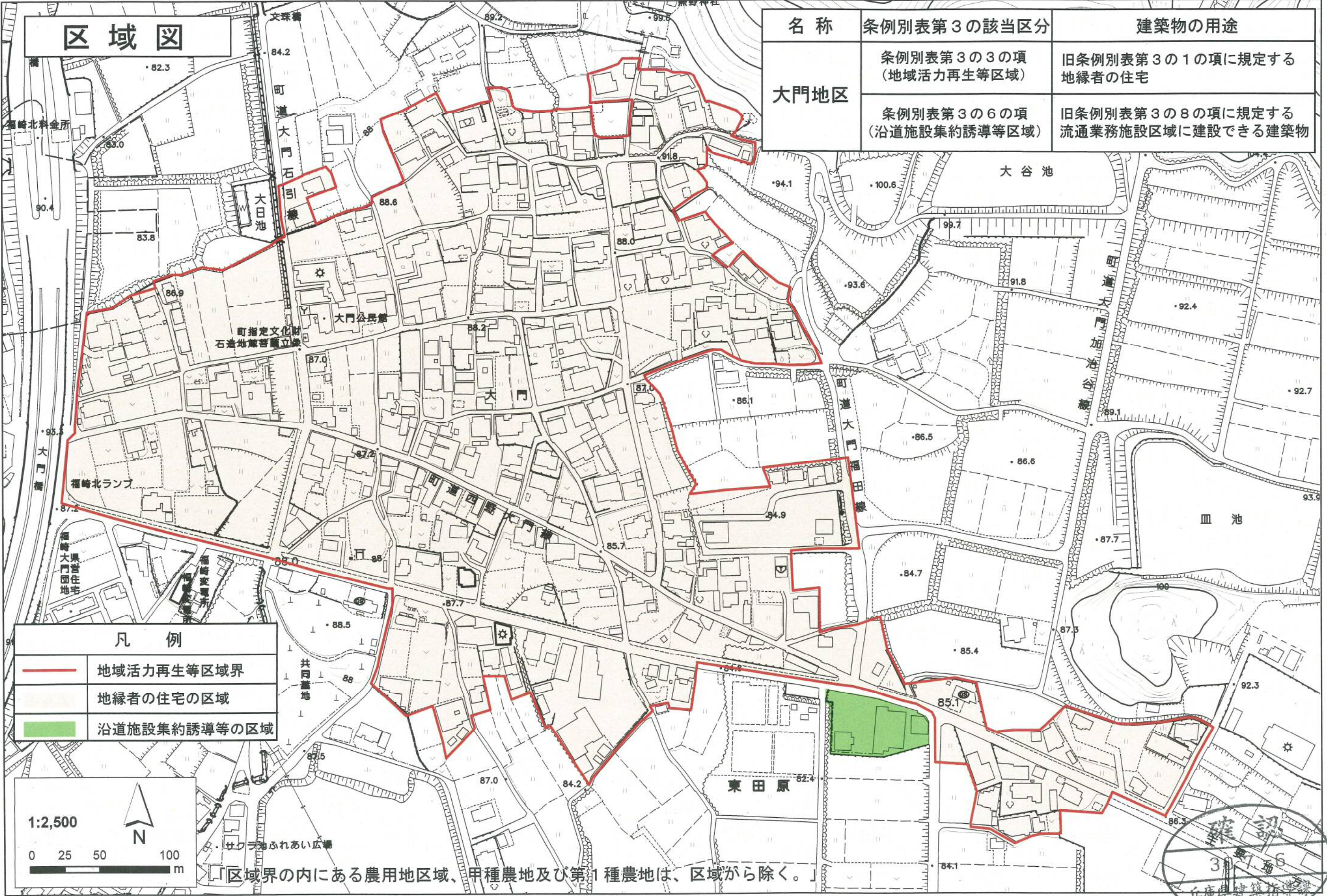


# 区域図

名称	条例別表第3の該当区分	建築物の用途
大門地区	条例別表第3の3の項 (地域活力再生等区域)	旧条例別表第3の1の項に規定する 地縁者の住宅
	条例別表第3の6の項 (沿道施設集約誘導等区域)	旧条例別表第3の8の項に規定する 流通業務施設区域に建設できる建築物



## 凡例

	地域活力再生等区域界
	地縁者の住宅の区域
	沿道施設集約誘導等の区域

1:2,500



0 25 50 100 m

「区域界の内にある農用地区域、甲種農地及び第1種農地は、区域から除く。」

